

唐津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 委託事業者募集要領

1. 概要及び目的

この業務は、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した企業からの寄附におけるマッチング支援業務を委託することにより、受注者独自のネットワークやノウハウを活用し、企業に対して地方創生に係る事業を周知することで、寄附を獲得し、積極的な財源確保を目指すことを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 唐津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書に記載のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日(令和8年4月1日以降)から令和9年3月31日まで
- (4) 審査方法 書面審査による
- (5) 契約上限率 委託料算定は成果報酬型とし、本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税等による委託料率は20%（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）以内とし、唐津市の示す算定委託料率より低い料率での申込みも可とする。なお、経費見積書には委託料率を示すこと。

3. 申込資格等

本募集の申込者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 租税公課の滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (5) 唐津市及び佐賀県が指名停止の措置をしている者でないこと。
- (6) 暴力団（唐津市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力

団をいう。以下同じ。)及び暴力団員等(唐津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者でないこと。

(7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない者であること。

4. 審査の流れ

(1) 申込書等必要書類の提出

(2) 書面審査 申込書受付後、1週間程度

(3) 審査結果

書面審査完了後、1週間程度で申込書に記載されたメールアドレスへ通知

(4) 業務委託契約締結 審査結果通知後、2週間程度(委託業者と協議の上、決定)

5. 提出書類等

(1) 提出書類及び提出部数

申し込みの際には以下の書類を提出すること。ただし、唐津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は⑤～⑧までの書類の提出を省略することができる。

	様式	備考
①	申込書(様式1)	データ提出可 押印省略可
②	暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式2)	データ提出可 押印省略可
③	会社概要書(様式任意)	データ提出可
④	提案書(様式任意)	データ提出可
⑤	経費見積書(様式3)	データ提出可 押印省略可
⑥	商業登記簿謄本	データ提出可
⑦	(市町村民税)完納証明書 ※2	データ提出可
⑧	(固定資産税)完納証明書 ※3	データ提出可
⑨	(消費税及び地方消費税)納税証明書	データ提出可 押印省略可

様式は唐津市 HP (URL:<https://www.city.karatsu.lg.jp/page/36136.html>) からダウンロードすること

※1 会社案内パンフレット等

※2 東京都 23 区においては都民税

※3 ⑦と兼用で提出すればよい。固定資産税がなく、証明書が発行されないときは申告書(様式 4)を提出すること。

(2) 提出場所

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内 1-1 唐津市 総合政策部 企画政策課

メールアドレス：kikakuseisaku@city.karatsu.lg.jp

(3) 受付期間

募集開始の日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで

(4) 提出方法

① 紙媒体の資料については、上記提出場所に持参又は郵送すること。

② 郵送の場合は「特定記録郵便」等、配達記録が残る方法で提出すること。

③ データ(電子媒体の資料)については、上記メールアドレスまで送信すること。

※ 電子メール送信後は必ず電話による受信確認を行うこと。(電話番号：0955-72-9115)

※ メール送信の際は、件名に「唐津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」という文言を記載すること。

※メールの容量が大きくなる場合、分割して送付するか、唐津市から受信用 URL を発行するため、送付前に連絡をすること。

(5) 提出書類の取り扱い

① 申込書受付後は、唐津市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。

② 提出書類は一切返却しない。

③ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製することがある。

- ④ 提出書類(③で複製した書類を含む。)は、審査目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出書類は、唐津市情報公開条例(平成17年1月1日条例第10号)に基づく公開請求により公開する場合がある。
- ⑥ 提出書類に記載された個人情報、本業務においてのみに用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、個人情報の保護に関する法令及び唐津市情報セキュリティポリシー等の規定に準じ取り扱う。
- ⑦ 提出書類の内容について、別途、確認する場合がある。
- ⑧ 唐津市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申し込みまたは受託候補事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと唐津市が判断したとき。

7. その他留意事項

- (1) 申込者は、本募集要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 申込者は、本募集要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本募集要領等全ての関連資料、書類様式等については、審査における目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。
- (4) 本募集への申し込みに要する費用等は、全て申込者の負担とする。
- (5) 申し込みを取り下げる場合は、申込辞退届出書(様式任意。代表者印の押印及び辞退理由を記載のこと。)を、上記提出場所に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、「特定記録郵便」等、配達記録が残る方法で提出すること。
- (6) 提出された申込書等の審査内容、審査経過については公表しない。

(7) 選定結果についての異議申立は一切受け付けない。

(8) 提出された申込書等については、返却しない。

8. 問い合わせ先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内 1-1

唐津市役所 総合政策部 企画政策課 担当：神田、脇山

電話：0955-72-9115

メールアドレス：kikakuseisaku@city.karatsu.lg.jp